よくあるご質問と回答

Q1 今まで実印ではなく使用印で登録していたが、どうすればよいか。

A1 契約書（請書）及び請求書に使用する印鑑を支払金口座振替依頼書に押印の上、ご提出ください。令和６・７・８年度物品買入れ等競争入札参加資格審査で使用していた使用印鑑届は、令和９・１０・１１年度版では廃止いたしました。

Q2 受付票の入力様式が見つからない。

A2 令和６・７・８年度物品買入れ等競争入札参加資格審査で使用していた受付票は、令和９・１０・１１年度版では廃止いたしました。

Q3 代理人は実際に入札に参加する担当者のことを指しているのか。

A3 代理人は、契約書における契約者のことを指しますので担当者様のことではありません。例として、代表取締役社長が権限を営業部長に委任して営業部長が契約者となる場合は、委任状の提出が必要となります。代表取締役が契約者となる場合は、委任状の提出は不要です。

Q4 登録証明書・免許等の写しについて、ISO 認証の証明書等を提出すればよいか。

A4 記載要領に記載のとおり＜該当する営業種目の免許・許可で資格証明等を取得している場合＞はご提出をお願いします。

Q5 支払金口座振替依頼書には実印である必要があるか。

A5 実印である必要はなく、使用印でも問題ございません。契約書（押印）及び請求書で使用する印を押印してください。なお、印鑑証明書は必須の提出となります。

Q6 電子入札システムについてどのようなものか、費用が発生するのか。

A6 電子入札システムについては、ホームページに記載の【特別区競馬組合電子入札に参加するためには】をご参照ください。

Q7 令和９・１０・１１年度物品買入れ等競争入札参加資格審査申込書はどのように提出すればよいか。

A7 令和９・１０・１１年度物品買入れ等競争入札参加資格審査申込書はエクセル形式のままメールで送付してください。また、当組合指定様式である「支払金口座振替依頼書」、「委任状（代理人に委任する場合のみ）」は押印したものをスキャナー等で読みこませてPDF形式にてメールで送付してください。